



核データ部会運営小委員会内規

平成 24 年 3 月 20 日 第 25 回核データ部会全体会議制定

(目的)

第 1 条 本内規は「核データ部会規約」第 1 条および第 3 条に基づき、核データ部会（以下「本部会」と称す）の運営小委員会の構成および運営委員の選任方法について定めるものである。

(運営小委員会の構成)

第 2 条 運営小委員会を、次の各号に掲げる運営委員によって構成する。

- | | |
|--------------------------------|-----|
| (1) 部会長 | 1 名 |
| (2) 副部会長 | 1 名 |
| (3) 庶務担当委員 | 1 名 |
| (4) 企画担当委員 | 若干名 |
| (内 1 名は部会等運営委員会担当とし、部会長が指名する。) | |
| (5) 編集担当委員 | 若干名 |
| (6) 会計担当委員 | 1 名 |
| (7) 会計監査担当委員 | 1 名 |

(選挙)

第 3 条 運営委員の選任を行うため、本部会員による選挙を行う。

(選挙管理小委員会)

第 4 条 選挙を公正に執行管理するため、本部会に選挙管理小委員会を置く。

2 選挙管理小委員会は、次の各号に掲げる委員によって構成し、選挙に必要な業務を行う。

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 選挙管理小委員会委員長 | 1 名 |
| (2) 選挙管理委員 | 2 名 |

3 選挙管理小委員会委員長は運営委員の互選により選任し、選挙管理委員は選挙管理小委員会委員長が本部会員から選任する。

4 運営小委員会は、適切な時期に必要な事務を行うよう、選挙管理小委員会を発足させなければならない。

(候補者の推薦)

第 5 条 運営委員の候補者は、部会員 2 名以上の推薦する者とする。ただし、候補者数が必要数に満たない場合は運営小委員会が推薦する者も候補者とする。

2 選挙管理小委員会委員長および選挙管理委員は、運営委員の候補者になることができない。

(投票)

第6条 投票は電子メール等により行う。

- 2 部会員は、候補者氏名の中から不信任とするものを投票する。
- 3 不信任投票の少ない者の順に候補者を当選者とする。ただし、候補者数が必要数を超えない場合であっても、部会員数の半数以上の不信任投票を受けた候補者は落選とする。この場合の補充選挙の実施については、運営小委員会がその必要性を判断する。

(選挙結果の報告)

第7条 選挙管理小委員会委員長は、運営委員の選挙後、その結果をすみやかに本部会員ならびに部会全体会議に報告しなければならない。

(担当運営委員)

第8条 本内規に関し、選挙管理小委員会の発足その他について、主に庶務担当運営委員が発議の任に当たる。

(例外処理)

第9条 本内規および関連する規定等に定めのない事態が生じたときは、運営小委員会あるいは選挙管理小委員会は、関連する規定等の趣旨を尊重して適切な処置をとることができる。ただし、部会全体会議に報告し、その了承を得なければならない。

(改定)

第10条 本内規の改定は、運営小委員会の発議に基づき、部会全体会議で審議し、部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

附則

- 1 この内規は平成24年4月1日から施行する。
- 2 改定履歴
 - ①平成13年3月29日 「核データ部会内規」として第3回核データ部会総会制定
 - ②平成20年9月5日 第18回核データ部会総会において改定
 - ③平成24年3月20日 学会管理の内規に変更